

瀬戸市選挙管理委員会告示第24号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月2日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 加藤 唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第8条関係） 法第2条の選挙の投票区		別表第1（第8条関係） <u>その1</u> 法第2条の選挙の投票区	
投票区	区域	投票区	区域
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
		<u>その2</u> 農業委員会委員の選挙の投票区	
		<u>投票区</u>	<u>区域</u>
		<u>第1</u>	<u>その1</u> 法第2条の選挙の投票区の表（以下「その1の表」という。）に規定する道泉、深川、古瀬戸、東明、祖母懐、原山台、萩山台、八幡台、陶原、市役所、長根、 <u>效範、東山、松原、水南、西陵及び東長根の投票区の区域</u>
		<u>第2</u>	<u>その1の表に規定する水野及び十軒家の投票区の区域</u>
		<u>第3</u>	<u>その1の表に規定する山口、菱野、新郷、本地及び赤繁野投票区の区域</u>
		<u>第4</u>	<u>その1の表に規定する掛川、品野、窯及び上品野の投票区の区域</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとされた農業委員会の委員のその在任中においては、改正後の瀬戸市公職選挙管理規程の規定は適用せず、改正前の同規程の規定は、なおその効力を有する。